

氏名(本籍)	かりごめひとし 莉米一志(茨城県)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	博乙第1943号
学位授与年月日	平成15年6月30日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	荘園社会における宗教構造の研究

主査	筑波大学教授	文学博士	今井雅晴
副査	筑波大学教授	博士(文学)	根本誠二
副査	筑波大学教授	博士(文学)	山本隆志
副査	筑波大学教授	博士(文学)	真野俊和
副査	筑波大学教授		名波弘彰

### 論文の内容の要旨

本論文は、中世民衆宗教史研究の一環として、在地における寺社と民衆との関係を基本的な軸に据え、荘園という地域社会における宗教構造を探ることを目的とした、序章、7章23節、終章からなる作品である。

序章「問題の所在と本論の構成」では、研究史上の問題点と本論文の基本的な視角について述べている。すなわち、まず、従来の研究史では民衆概念が曖昧であったのでそれを明確にする必要があること、その上で従来の説のように民衆を領主支配に無抵抗な存在であったとは考えるべきでないとする。そして本論文は荘園文書を基本的な史料として用い、中世民衆が生活を展開する舞台としての荘園社会で、そこにおける寺社の存在形態と民衆との関係を追求する、とする。具体的には、①在地領主と荘官・名主及び地頭などの住人層との関連を検討し、②荘園領主による寺社の支配と、荘民の側からの反作用を考察し、その上で荘園社会の寺社のあり方と宗教構造を総合的に把握し、③中央の高僧による宗教運動と荘園社会との関連を考察する、としている。

第一章「荘園社会における寺院法会の意義」では、三河国伊良胡御厨の埋経供養を分析することによって、寺院の修法の具体的な姿と荘官・名主層における在地寺院の存在意義を考察している。荘園の中の寺院では荘官・名主を檀越層として聖俗にわたる「結縁」の集団が形成されていて、そこで行われる法会には特に追善供養が重要であったこと、それが早い時期から寺院と墓所とを結びつけた要因であると説く。供養に参加する人々にとっては、寺院が願主に結縁して父母(直系血族)の往生を願うことで相互の家における「没後報恩」の営みを確認し、観念上の直系的結合を強める社会的機能を有したことを提示している。

第二章「荘園社会における神祇体系の形成では山城国宇治・槇島郷を舞台として、地主神や外来の神がどのように在地社会に定着し、またどのような複合的な形態を示していたかを探る。在地においては、交通体系による流動性と諸権門への兼属性に伴い、特定の局面に照応する数多くの神性が形成されていた。また在地ではこうした拡散性が存在する一方で経営基盤として地域を編成しようとする鎮守の組織により、擬似的・観念的統合の模索が行われていた。その結果、荘園の一体性が保持され、さらに荘民の心においては、生活の各局面への効用を有する多くの神への依存と、それを規制する地主神への崇敬の併存状況が生まれたこと

を提示している。

第三章「荘園社会における地頭御家人と寺社」では、陸奥国好島荘における在地領主層＝地頭・御家人と荘鎮守および氏神・氏寺との関係について考察を行っている。地頭・御家人は父祖への「報恩孝養」の表現を基盤として独自に持仏堂を建立し、さらに中央大寺社の信仰に触れ、氏寺の末寺化を進めていった。その過程で氏寺は異質の寺院原理を得て、在地におけるその公共性を高めていったと説く。また氏神は、用水系との関連から在地における農耕神事に結びつく可能性を有しており、地頭・御家人の農業への関わりは同時に極めて宗教的な次元にも絡んだであろうことを提示している。さらに鎮守の側からいえば、その祭祀・修法については地頭・御家人の参加が基本的であるものの、彼らの勢力からの自立もさまざまな方法で模索していたことを提示している。

第四章「荘鎮守をめぐる領主権力と在地社会」では播磨国大部荘を取り上げ、荘鎮守の形成過程、および他寺社との関係を明らかにした上で、荘園領主による支配との関連性およびその限界について提言を行っている。領家による大規模な開発が展開する場合、開発をめぐる社会構造を吸収・止揚した事実により、在地において荘鎮守が重要視されていたことは事実である。しかしそこには領域的な限界があったことと、鎮守の組織自体が独立化の傾向を有していたことを指摘している。

第五章「荘園社会における寺社と宗教構造」では、播磨国伊川上荘における荘鎮守・在地寺社をめぐる諸階層の動向を明らかにし、荘園社会における宗教構造のモデルを提示している。集落単位の寺堂・小社、在地領主層の氏神・氏寺は、それぞれの領域において固有の機能を有したが、荘鎮守はさらに超越的な上部構造としてこれらの寺社に君臨したこと、しかしながらそれは領家の企図とは一線を画し、鎮守の組織自体によって観念的地域統合の模索がなされたことを論じている。鎮守は在地の神仏を吸収し寺社を編成したこと、開発願望へ対応したこと、祭祀・修法の主権を通して諸階層の寄進を引き付ける形で組織の拡大を図ったことを提示し、その結果荘園の諸階層は宗教的な融和を達成したかのように擬制されたことと、同時にそれは荘園全体を観念的に一つに編成していく過程でもあったことを論じている。

第六章「大勸進事業の展開と荘園社会」では、鎌倉時代初めの東大寺復興で知られる俊乗房重源による大勸進事業について、諸国別所と周辺の領地における活動を具体的にあとづけたものである。それは中央の僧侶たちがいかに荘園に関わったかを検証することが目的である。重源は年貢の増収を狙い、田地を開発し、物資の輸送の円滑化をはかった。そのために中国から移入された先進技術を投入し、荘園の神仏にも結縁した。それは開発に伴う危険性を技術と観念の両面において除去するものであった。また民衆に種子農料を下して開発を進め、その可視的表象として別所を建立していった。重源は具体的な災害除去や治病施薬などによって民衆を引き付けていったことも提示している。

第七章「叡尊による殺生禁断活動と荘園社会」は、鎌倉時代中期に戒律復興を展開した西大寺叡尊の殺生禁断活動を考察したものである。殺生禁断は、本来、個人の誓約にすぎなかったが、叡尊によって社会化されたことを提示している。その活動によって、寺院は結界の再確認も行われ、境内郷における民衆の共同体のなかで殺生禁断が受容され、その共同体の生産領域の確保という機能も有することになった。また叡尊の教えを受けた地頭・御家人による殺生禁断は、その領内の狩猟・漁労を規制することになり、それは地頭・御家人の無条件な山野河海の占有が承認されるに至ったと説いている。

終章「総括と展望」では、本論文の総括を行った上で、いくつかの視点から提言を行っている。第一に、民衆概念については地頭・御家人層の下の階層である田堵・名主百姓層を中核とするべきであること。第二に、従来から説かれてきた「荘園制支配による宗教の上からの浸透」という図式は変更されるべきであること。領主による宗教をイデオロギーに使っての支配は、強い一貫性があるというよりは散漫な実態が認められること。それは荘民の生業の展開によっては可変的なものであったこと。これらの提言をもって結びとしている。

## 審査の結果の要旨

本論文は、中世民衆宗教史研究の一環として、在地の宗教を探ろうとしたものである。荘園の民衆に焦点をあて、荘園内の寺社のあり方をてがかりに宗教を追求し、それらを構造的に把握しようと試みた意欲的な作品である。この試みはかなりの成功し、中世民衆宗教史研究に新しい境地を開拓している。本論文の特筆すべき成果は以下のようにまとめられる。

その第1は、中世の宗教に関して、現在の中世民衆宗教史研究分野で主流をなしている「宗教は荘園支配の道具である」とする考えとは異なる筋道を立て、荘園のなかでの民衆と宗教独自の動きと役割とを明らかにすることに成功したこと。この点は高く評価できる。

第2は、民衆の活動の場である荘園制の形成は、寺社を絡ませて分析しないと解けないということが明示されたこと。古代から中世への展開のなかで重要な位置を占める荘園制の形成の問題は、従来は「荘園制の成立」に収斂させる形でまとめられてきた。荘園制は、それ自体の動きとして成立するという側面だけでなく、在地寺社の成立・展開に突き動かされて成立する側面を明らかにした。荘園史研究が1980年代から衰退しているのは、社会経済史研究の側面に偏りすぎたことが大きな要因と考えられるが、荘園現地の小堂社・石造物・地名の調査を重視する本論文によって荘園文化史研究の可能性が示されたことの意義は大きく、高く評価できる。

以上のように本論文の成果は高く評価できるものであるが、若干の問題も残されている。それは第1に、事例研究としての諸荘園の研究についてさらに練り上げられるべき部分も残されていること。第2に、荘園のなかの宗教構造を探ることに重点があるとはいえ、信仰内容の分析がやや少ないことである。

本論文は、これらの課題が残されているものの、中世民衆宗教史研究および荘園制史研究に新たな境地を開いた点で、学界に貢献すること極めて大なるものがある。

よって、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。